

熊本県立荒尾支援学校 高等部一般学級 生徒心得

第1章	生徒心得の目的
第2章	授業及び学校生活全般に関する事
第3章	服装・頭髪に関する事
第4章	交通ルール・マナーに関する事
第5章	交友関係に関する事
第6章	校外生活に関する事
第7章	携帯電話、アルバイトに関する事
第8章	特別指導に関する事

令和6年度（R6.3月改訂）

熊本県立荒尾支援学校高等部生徒心得 （生徒として守り心がけること）

第1章 生徒心得の目的

本校の生徒心得は、生徒一人一人が荒尾支援学校生徒であることを自覚しながら、充実した学校生活を送り、地域社会の中で社会を構成する一員として自立、参加していくために必要な「生きる力」を育むためのものである。

在籍する全ての生徒が、夢を持ちながら学校に楽しく通学し、自らの能力を最大限に伸ばすとともに、生徒が自分で考え、判断し行動する力を育むことを目指し、基本的な生活指導の指針として以下の通り定める。

また、入学当初に提出した誓約書に基づき、生徒としての本分に反しないように努める。（本分に反しないとは、「心得」を守ることに努めるということ）

第2章 授業及び学校生活全般に関する事

- 1 授業時間を守り、意欲的に学習すること。
- 2 授業の開始・終了時にはあいさつをすること。
- 3 授業の妨げとなる行為はしないこと。
- 4 学校に不必要なものを持ち込まない。（ハサミを含め、刃物等含む）
- 5 学校で使用するタブレットについては、原則授業・昼休み以外では使用しない。

第3章 服装・頭髪に関する事（※いつでも現場実習に参加できる服装を心掛ける）

- 1 本校で定められた服装をきちんと着用すること。
(1) 通学時は本校で定められた制服を着用すること。
(2) 靴下は派手でない色や柄のものとする。冬季期間のタイツやレギンスは黒、濃紺のものとする。
(3) スカートの丈は膝が隠れる程度の長さとする。
(4) ズボンは裾を踏まない程度の長さとする。ベルトは飾り気のないものとする。
(5) アンダーシャツは派手でない色や柄のものとし、カッターシャツやブラウスから色・模様が透けにくく、襟やそでからはみ出さないもの。
(体操服は衛生上アンダーシャツとして着用しない。)
(6) 防寒用として制服の中にベストやセーター、カーディガン、トレーナー等を着用する場合は派手でない色や柄のものとし、襟やそで、裾からはみ出さないものとする。
(7) 防寒着や防寒具は学校生活にふさわしいもの（実習等にも着ていけるような）を着用する。
(8) 体操服は決められたものを着用し、半袖体操服の下からアンダーシャツが見えないようにすること。防寒の際に、体操服の上から防寒着やジャージの中にトレーナー等を着用することは可とする。
- 2 髪は常に清潔にし、学習の邪魔にならない長さにする。
(いつでも現場実習や企業面接に行くことができる髪型とする。)
- 3 口紅（色つきのリップクリームも含む）、マスカラ等の化粧類、マニキュア等の爪や皮膚への装飾（ピアス、指輪、カラーコンタクト等の装身具を含む）はしない。
- 4 まつげ、眉毛の加工はしない。

※服装や頭髪等に関して、特別な事情があるときは担任に相談をし、生徒指導部の許可を得ること。

第4章 交通ルール・マナー、免許取得に関すること

- 1 通学の際は、交通ルールを守るために、特に次のことに留意する。
 - (1) 道路の横断では、信号を守り左右を確認し、無理な横断はしない。
 - (2) バス、電車等では、乗車の順番や車内でのマナーを守り、周囲に迷惑をかけること。特にお年寄りや小さな子供、体が不自由な方にはすすんで席をゆずること。
 - (3) 自転車通学を希望する者は「自転車通学願」を提出し、学校長の許可を得る。通学にあたっては、ヘルメットを必ず着用し、交通ルールを守り、届け出た経路で通学する。(家庭生活での着用は保護者判断とするが、令和5年4月1日施行の道路交通法改正でヘルメット着用は努力義務化されている。)
 - (4) 自転車の並走、二人乗り、傘差し運転、携帯電話を使用しながらの運転、ハブステップの取り付け等は行わない。イヤホンは使用禁止とする。
- 2 原付バイク・自動車の免許取得を希望する者は、担任を通して「免許証取得許可願」届けを提出し、学校長の許可を得る。許可に係る手続き等は次の通りとする。
 - (1) 免許取得については、家庭の事情や進路に関する事由の場合のみ許可する。
 - (2) 生徒・保護者と担任で十分な話し合いを持った上で、「免許証取得許可願」を生徒指導部に提出する。
 - (3) 免許の取得については、3年次の11月以降とする。
 - (4) 学部主事と高等部生徒指導部は希望理由を検討し、許可する場合は学校長に提出する。
 - (5) 免許取得後は、直ちに担任に申し出ることとし、免許証の使用は卒業後とする。

第5章 交友に関すること

- 1 けんかや乱暴な行為はしない。
- 2 貴重品は担任に預け、友達同士での金銭・物品の貸し借りはしない。
- 3 人の物を許可なく使用しない。借りたときは使用后すぐ返却する。
- 4 人が傷つく言葉を言わない。
- 5 男女間の交際については、節度を守り、健全なものであること。

第6章 校外の生活に関すること

- 1 日没後の外出は、保護者同伴とする。
- 2 危険な場所や18歳未満立入禁止の場所へは出入りしない。また、カラオケやゲームセンター、インターネットカフェにおいては、保護者同伴であっても午後11時～午前5時の間には出入りしない。(熊本県少年保護育成条例第8条より)
- 3 飲酒・喫煙・薬物はすべて禁止する。
- 4 保護者の同行または承認を受けた者以外の外泊は一切禁止する。

第7章 携帯電話、アルバイトに関すること

- 1 携帯電話について
 - (1) 携帯電話の所持については、生徒と保護者が十分な話し合いを持ち、家庭や学校における約束・ルール(料金、フィルタリング等)を守って使用すること。(通学に使用する目的で学校に持ち込む場合は、家庭で定めたルールを提出し、許可を得る。)
 - (2) 学校が定める携帯電話の使用ルールは次のとおりとする。
 - ・登下校時は保護者、担任、友達との緊急連絡に限ることとする。
 - ・登校後は電源を切り担任に預け、下校時に受け取るようにする。
 - ・携帯電話の使用ルールが守れない場合、携帯電話の校内持ち込みを禁止する。
 - ・インターネット上に不適切な情報(個人情報や誹謗中傷する書き込みなど)をのせない。
- 2 アルバイトについて
 - (1) アルバイトについては、家庭の事情や進路に関する事由の場合のみ許可をする。
 - (2) 授業中のアルバイトについては原則禁止とし、長期休業中のみとする。
 - (3) アルバイトを希望する場合は、担任に申し出たのち、本校が定める「アルバイト許可願」を校長に提出し、許可を受けた上で保護者の責任のもと行う。

第8章 特別な指導及び懲戒に関すること

上記に掲げた生徒心得に著しく反する行為や法律・社会規範に違反した行為を行った生徒について、教育上必要であると認められるときは、学校長の判断のもと、特別な指導又は懲戒処分を行う。

※事案によっては、警察やスクールカウンセラー等の関係機関と連携して指導を行う。